

議案第51号 町及び字の区域の変更について

1. 概要

星田エリア全体事業における、変更対象区域に係る町及び字の区域は、現在「大字星田」となっているが、今後同区域で予定している民間事業者による住宅開発事業の実施に伴い、隣接する南星台地区から接道が設けられる計画となっている。

この先、既存の南星台五丁目区域と一体的な区域として、地域コミュニティの構築がなされるであろうことから、対象区域は「南星台」区域に属することが適切であると考え、「大字星田」から「南星台五丁目」へ変更したいため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

2. 変更の対象となる区域

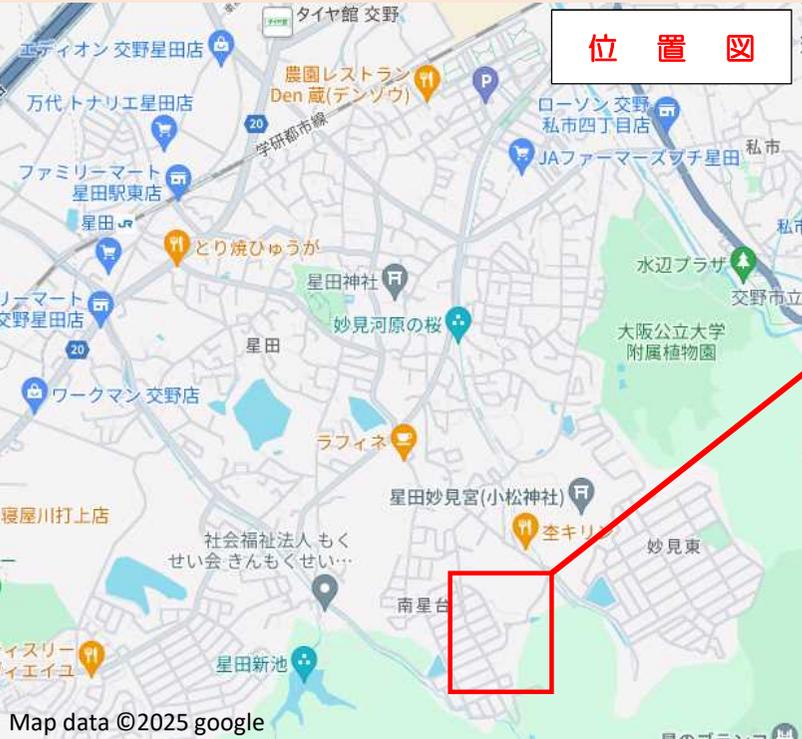
| 変更前 | | 変更後 |
|------|--|--------|
| 字 | 地番 | 町 |
| 大字星田 | 5091番1、5091番6、5091番7、5092番1、5092番2、5098番8、5098番10、5098番15、5107番8 | 南星台五丁目 |

3. 施行期日

告示の日（令和7年7月1日予定）

議案第51号 町及び字の区域の変更について

4. 位置図及び拡大図



別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和 7年 6月定例会

| | | | | | | |
|--|--------------------------|--|---|--------------|----|------|
| 議案の 件 名 | 議案第51号 町及び字の区域の変更について | 政策等 の区分 | 計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ） | | | |
| 〈政策等の概要〉 | | 〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 | | | | |
| 町及び字の区域変更を行う必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。 | | 〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） | | | | |
| | | 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 |
| | | | | | | 一般財源 |
| 〈政策等を必要とする背景〉 | | 〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 | | | | |
| <p>星田エリア全体事業における、変更対象区域に係る町及び字の区域は、現在「大字星田」となっているが、今後同区域で予定している民間事業者による住宅開発事業の実施に伴い、隣接する南星台地区から接道が設けられる計画となっている。</p> <p>この先、既存の南星台五丁目区域と一体的な区域として、地域のコミュニティの構築がなされるであろうことから、対象区域は「南星台」区域に属することが適切であると考え、「大字星田」から「南星台五丁目」へ変更したいため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>変更内容は、当該対象区域である「大字星田」の一部を「南星台五丁目」へ変更するもの。なお、告示の日をもっての施行を予定。</p> | | | | | | |
| 〈提案に至るまでの経緯〉 | | 〈総合計画等の整合〉 | | | | |
| 令和7年1月 星田・南星台の両区長からの意見受領 令和7年4月23日～5月22日 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項に基づき、変更案を公示【意見なし】 | | まちづくりの目標 | 目 標 | — | | |
| | | 政策分野または経営方針 | 分野・方針 | 効率的・効果的な行政運営 | | |
| | | 施策 | 施 策 | 行政資源の最適な活用 | | |
| 〈市民参加の状況〉 | | ○その他の計画（該当する場合のみ） | | | | |
| 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） | | 計画名称 | | | | |
| | | 策定年度 | | | | |
| | | 計画期間 | | | | |
| 〈政策等の実施時期〉 | | 告示の日から（令和7年7月1日予定） | | | | |
| 担当部局 | | 担当課 | 添付資料（有の場合は、その名称） | | | |
| 市民部 | | 市民課 | 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （ ） | | | |